

ホームヘルパーステーション アルテハイム鈴鹿

訪問介護サービス重要事項説明書

1. 事業者について

法人名 医療法人 誠仁会
法人所在地 三重県鈴鹿市平田1丁目3番7号
電話番号 (0593) 78-1417
代表者氏名 理事長 田中 彩子
設立年月日 昭和63年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成11年7月30日 三重県指定
事業所の名称 ホームヘルパーステーション アルテハイム鈴鹿
事業所の番号 2470300019号
事業の目的 要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することを目的とする。
事業所の所在地 三重県鈴鹿市平田1丁目3番5号
電話番号 (059) 370-0801
代表者氏名 管理者 中村 由貴
事業所の運営方針 訪問介護員は要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活全般にわたる援助を行う。また、実施にあたっては関係諸機関と連携を密にしサービスの提供に努める。
開設年月日 平成11年 7月30日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 鈴鹿市(一部地域を除く)・亀山市(一部地域)
営業日及び営業時間 月曜日～日曜日(ただし1月1日～1月3日を除く)
午前8時15分～午後5時
※緊急時等においては、上記の営業時間の以外にも事業所及び訪問介護員に連絡がとれる体制を確保します。別表「緊急時連絡簿」により対応します。

4. 職員の体制

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者	1		1
2. 訪問介護員	3	2	4.1
(1)サービス提供責任者	(2)		(2)
(2)介護福祉士	(3)	(2)	(4.1)
(3)ホームヘルパー養成研修2級 課程終了者			
4. 事務員	1		0.2

5. サービス内容

《身体介護》

- 食事介助・・・食事の介助を行います。
- 入浴介助・・・入浴の介助を行います。
- 排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
- 清拭・・・入浴が困難な方を対象に体を拭きます。
- 体位変換・・・体位の変換を行います。

《生活援助》

- 調理・・・ご利用者の食事の用意を行います。
(ご家族用の調理は行いません。)
- 洗濯・・・ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
(ご家族用の洗濯は行いません。)
- 掃除・・・ご利用者の居室の掃除を行います。
(庭やご利用者以外の居室の掃除は行いません。)
- 買物・・・ご利用者の日常生活に必要なとなる物品の買物を行います。
(預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

《通院等乗降介助》

通院のための乗車又は降車の介助及び外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

6. サービスの利用料金（通常時間帯午前8時15分～午後5時）（特定事業所加算Ⅱを含む）

	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	以降30分を増すごとに
身体介護	268単位	426単位	624単位	90単位を追加

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	197単位	242単位

乗降介助（特定事業所加算Ⅱを含む） 107単位

初回加算 200単位／月

身体介護＋生活援助

身体介護中心の訪問介護を行った後に、引き続き20分以上の生活援助を行った場合に所定単位数を加算

- ・20分以上 72単位
- ・45分以上 143単位
- ・70分以上 215単位

※ ご利用サービス1ヶ月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)として27.0%が別途加算されます。

※ 1単位あたり10.42円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の1割又は2割・3割となります。

☆サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービスの内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者（ご契約者）の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

7. 利用料金のお支払い方法

毎月末締めで翌月に請求書及び明細書をお渡しいたします。お支払い方法はご指定の銀行口座より自動引落しいたします。

百五銀行をご指定の場合・・・毎月12日 引落し

百五銀行以外をご指定の場合・・・毎月27日 引落し

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご利用者（ご契約者）からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者（ご契約者）から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者からの都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご利用者（ご契約者）及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご利用者（ご契約者）は「5. サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者（ご契約者）の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）が無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4)サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者（ご契約者）もしくはその家族からの金品等の授受
- ③ご利用者（ご契約者）の家族等に対する訪問介護サービス
- ④飲酒及び喫煙
- ⑤ご利用者（ご契約者）もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご利用者（ご契約者）もしくはその家族等に行う迷惑行為

9. 事故発生時の対応

当事業所は、訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するものとします。また、「事故取扱手順」に基づき必要な措置を講じるものとします。

当事業所は、事故の防止に努め、安全かつ適切なサービスの提供体制を確立することを目的に事故等防止対策委員会を設置し、事故の防止策の検討及び研究等に努めます。

10. 要望又は苦情の申出

〔1〕①当事業所に対して要望及び苦情は、迅速かつ適切に対応いたしますので、次の窓口に申し出てください。

介護老人保健施設 アルテハイム鈴鹿 （担当 原 佳隆）

Tel (059) 370-0653

②当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。次の窓口に申し出てください。

鈴鹿亀山地区広域連合

Tel (059) 369-3201

国保連合会 介護保険課（苦情相談専用電話）

Tel (059) 222-4165

〔2〕 要望及び苦情を受け付けた場合は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき処理体制手順に従って、対応いたします。

ホームヘルパーステーション アルテハイム鈴鹿

訪問型サービス重要事項説明書

1. 事業者について

法人名 医療法人 誠仁会
法人所在地 三重県鈴鹿市平田1丁目3番7号
電話番号 (059) 378-1417
代表者氏名 理事長 田中 彩子
設立年月日 昭和63年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定訪問介護事業所 平成12年4月1日 三重県指定
事業所の名称 ホームヘルパーステーション アルテハイム鈴鹿
事業所の番号 24A0300350号
事業の目的 要支援状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することを目的とする。
事業所の所在地 三重県鈴鹿市平田1丁目3番5号
電話番号 (059) 370-0801
代表者氏名 管理者 中村 由貴
事業所の運営方針 訪問介護員は要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、能力に応じ自立した日常生活全般にわたる援助を行う。また、実施にあたっては関係諸機関と連携を密にしサービスの提供に努める。
開設年月日 平成12年 4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 鈴鹿市(一部地域を除く)・亀山市(一部地域)
営業日及び営業時間 月曜日～日曜日(ただし1月1日～1月3日を除く)
午前8時15分～午後5時
※緊急時等においては、上記の営業時間の以外にも事業所及び訪問介護員に連絡がとれる体制を確保します。別表「緊急時連絡簿」により対応します。

4. 職員の体制

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者	1		1
2. 訪問介護員	3	2	4.1
(1)サービス提供責任者	(2)		2
(2)介護福祉士	(3)	(2)	(4.1)
(3)ホームヘルパー養成研修2級 課程修了者			
4. 事務員	1		0.2

5. サービス内容

自宅での日常生活のなかで、入浴や食事などの生活の支援を行います。

6. サービスの利用料金（通常時間帯 午前8時15分～午後5時）（1月につき）

1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	
（1）1週に1回程度の場合	1, 176単位
（2）1週に2回程度の場合	2, 349単位
（3）1週に2回を超える程度の場合	3, 727単位

1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	
（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合	287単位
（2）生活援助が中心である場合	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（3）短時間の身体介護が中心である場合	163単位

※初回加算 200単位／月

※ご利用者様の介護度別サービス1ヶ月の所定単位数に、介護職員等処遇改善加算として27.0%、が別途加算されます。

※1単位あたり10.42円で計算され、ご利用者様のご負担は総合計の1割又は2割・3割となります。

7. 利用料金のお支払い方法

毎月末締めで翌月に請求書及び明細書をお渡しいたします。お支払い方法はご指定の銀行口座より自動引落しいたします。

百五銀行をご指定の場合・・・毎月12日 引落し

百五銀行以外をご指定の場合・・・毎月27日 引落し

ただし、月途中で利用中止になった場合は窓口にて現金一括支払いをお願いします。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご利用者（ご契約者）からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者（ご契約者）から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者からの都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合はご利用者（ご契約者）及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3)サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者（ご契約者）は「5. サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問型サービスの実施に関する指示・命令

訪問型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問型サービスの実施にあたってご利用者（ご契約者）の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問型サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）が無償で使用するいただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4)サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問型サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者（ご契約者）もしくはその家族からの金品等の授受

③ご利用者（ご契約者）の家族等に対する訪問型サービス

④飲酒及び喫煙

⑤ご利用者（ご契約者）もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他ご利用者（ご契約者）もしくはその家族等に行う迷惑行為

9. 事故発生時の対応

当事業所は、訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するものとします。また、「事故取扱手順」に基づき必要な措置を講じるものとします。

当事業所は、事故の防止に努め、安全かつ適切なサービスの提供体制を確立することを目的に事故等防止対策委員会を設置し、事故の防止策の検討及び研究等に努めます。

10. 要望又は苦情の申出

〔1〕①当事業所に対して要望及び苦情は、迅速かつ適切に対応いたしますので、次の窓口に申し出てください。

介護老人保健施設 アルテハイム鈴鹿 （担当 原 佳隆）

Tel (059) 370-0653

②当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口でも受け付けています。
次の窓口に申し出てください。

鈴鹿亀山地区広域連合

TEL (059) 369-3201

国保連合会 介護保険課（苦情相談専用電話）

TEL (059) 222-4165

『2』 要望及び苦情を受け付けた場合は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき処理体制手順に従って、対応いたします。